別表１（第３条第１号関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業 | 区　分 | １０アール当りの交付単価 |
| 農地維持支払交付金事業 | 農地維持支払交付金 | (1)基本単価   |  |  | | --- | --- | | 地目区分 | 交付単価 | | 田 | ３，０００円 | | 畑 | ２，０００円 | | 草地 | ２５０円 | |

別表２（第３条第２号関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業 | 区　分 | １０アール当りの交付単価 |
| 資源向上支払（共同活動）交付金事業 | 資源向上支払（共同活動）交付金 | (1)基本単価   |  |  | | --- | --- | | 地目区分 | 交付単価 | | 田 | ２，４００円 | | 畑 | １，４４０円 | | 草地 | ２４０円 |   (2)継続地区の交付単価  資源向上支払（共同活動）交付金事業を５年間以上実施した対象農用地又は資源向上支払（長寿命化）交付金事業の対象農用地については、(1)の基本単価に０．７５を乗じて得た額を交付単価とする。  (3)多面的機能の増進を図る活動の取り扱い  多面的機能の増進を図る活動に取り組まない活動組織の対象農用地は、当該単価に６分の５を乗じた額を交付単価とする。  (4)加算単価  　ア　多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援  多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、多面的機能実施要領別記１－２第３に定める多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに取組を選択し、１取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、多面的機能実施要領別記１－２第３に定める多面的機能の増進を図る活動の取組（ただし、広報活動を除く。）から２取組以上選択して取り組む場合は、表中の額を加算した交付単価とする。   |  |  | | --- | --- | | 地目区分 | 交付単価 | | 田 | ４００円 | | 畑 | ２４０円 | | 草地 | ４０円 | |  |  |   　イ　農村協働力の深化に向けた活動への支援  アの支援を受ける対象組織であって、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に、当該活動期間中に限りアの表中の単価に更に加算できる交付単価は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。  (a) 農業者以外の者が構成員のうち４割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち８割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合  (b) 農業者以外の者が構成員のうち４割以上を占め、かつ、役員に女性が２名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち６割以上が参加する実践活動を毎年度２種以上それぞれ別の日に行う場合   |  |  | | --- | --- | | 地目区分 | 交付単価 | | 田 | ４００円 | | 畑 | ２４０円 | | 草地 | ４０円 |   ウ　水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援  事業計画に定める活動期間中に、次の(a)又は(b)のいずれか  に該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は、次に定めるとおりとする。  (a) 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち５割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）  (b) 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち５割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする）   |  |  | | --- | --- | | 地目区分 | 交付単価 | | 田 | ４００円 |   エ 環境負荷低減の取組への支援  　 事業計画に定める活動期間中に、次の（a）から（f）までのいずれかに該当する活動を行い、取組ごとに２年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る場合に、  化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する取組と次の（a）から（f）の取組ごとの１０アール当たりの交付単価に、それぞれの実施面積を乗じて得た額の合計額とする。  （a）長期中干し 　　 ８００円  （b）冬期湛水　　　　　　　　　　　 ４，０００円  （c）夏期湛水　　　　　　　　　　　 ８，０００円  （d）中干し延期　　　　　　　　　　 ３，０００円  （e）江の設置等（作溝実施）　　　　 ４，０００円  （f）江の設置等（作溝未実施）　　　 ３，０００円 |

別表３（第３条第２号関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業 | 区　分 | 交付金の額 |
| 資源向上支払（共同活動）交付金事業 | 組織の広域化・体制強化 | 組織の体制強化への支援（活動支援班加算）  対象組織への組織の体制強化に対する支援として、広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班（以下「活動支援班」という。）を設置する場合に交付できる交付額は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。   |  |  | | --- | --- | | 区分 | 1組織あたりの交付額 | | 広域活動組織の設立及び活動支援班の設置 | ４０万円 | |

別表４（第３条第３号関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業 | 区　分 | １０アール当りの交付単価 |
| 資源向上支払（長寿命化）交付金事業 | 資源向上支払（長寿命化）交付金 | |  |  | | --- | --- | | 地目区分 | 交付単価 | | 田 | ４，４００円 | | 畑 | ２，０００円 | | 草地 | ４００円 | |

別表５（第３条第５号関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業 | 区　分 | 交付金の額 |
| 環境保全型農業直接支払交付金事業 | 環境保全型農業直接支払交付金 | 環境農業実施要綱別紙第１の５に規定する交付単価に基づき、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する取組と合わせて行う次の(1)から(6)の取組ごとの１０アール当たりの交付単価に、それぞれの実施面積を乗じて得た額の合計額とする。  (1)炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用 　　　　　　　　　　　　 ３，６００円  (2)緑肥の施用　　　　 　　　　　　　 　　　　５，０００円  (3)炭の投入 　 　　　 　　　 　　 　 ５，０００円  (4)総合防除 　　　　　　　 　　　 ４，０００円  (5)有機農業  ア 有機農業（そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物）の取組  ３，０００円  イ 有機農業（そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物以外）の  取組　　　　　　　　　 　　　 １４，０００円  （このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（注）に限り、２,０００円を加算）  (6)有機農業の取組の拡大に向けた活動　 　　４，０００円 |

　　（注）土壌診断を実施するとともに、(1)、(2)、(3)のいずれか１つ以上を実施する場合

別表６（第６条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業 | 区分 | 交付金額 | 軽微な変更 | |
| 経費の配分の変更 | 事業内容等の変更 |
| 次に掲げる変更以外の変更 | 次に掲げる変更以外の変更 |
| 農地維持支払  交付金事業 | 農地維持支払  交付金 | 定額 | 第１号様式  に記載の交付を受けようとする交付金等の額の３割以上の増減 | 事業実施主体の  変更 |
| 資源向上支払  （共同活動）  交付金事業 | 資源向上支払  （共同活動）  交付金 | 定額 |
| 資源向上支払  （長寿命化）  交付金事業 | 資源向上支払  （長寿命化）  交付金 | 定額 |